

## 地区交流会が開催されました !!

燕市シルバー人材センターも平成18年の燕、吉田、分水の3地区合併以来、10年の節目を過ぎましたが、この間、会員数や受注金額の減少傾向から微増に転じ、シルバー人材センターの現況のみならず、センター職員にはどのような人が？また会員相互間の情報も不足しています。そんな中で、会員相互だけでなく、センター職員との、忌憚のない意見を交換する場として、事業推進委員会主催による各地区交流会が行われました。

各地区とも冒頭中村委員長の挨拶に引き続き、出席会員の自己紹介が行われ、その後活発な意見交換が行われました。

下記に各地区の意見交換の概要をお知らせします。(開催順)



(吉田地区交流会)

### 中村委員長の挨拶要旨

今回の交流会の趣旨およびセンターの現状、来年度の新規事業、生活支援サービス事業、適正就業等について説明。

### 1. 吉田地区交流会

平成29年2月7日(火) 午前10時00分 ~12時00分

燕市吉田産業会館 1階第二会議室

出席者：会員 24名(男性 16名、女性 8名)、職員 3名

### 意見交換内容

- ☆ 駐車場管理者の方・・・タバコの吸い殻のポイ捨てが多く、本人や関係者に注意喚起したが際限が無い、抑止力に防犯カメラの設置を。
- ☆ 吉田産業会館のセンター事務室利用者のマナー・・・当事務室は市長や部長が待機に使用する場合もあり、ロックもせず入室？→事務室へ入る時軽くロックを！
- ☆ 事務局への要望・・・吉田産業会館のセンター事務室の就業報告書などの消耗品の確認補充をよろしくね！  
役員が誰だかわからない→毎年の総会時等で自己紹介を！  
今回私一人会員証携行→今後案内はがきに会員証持参の明記を！

(裏面に続く)

## 2. 燕地区交流会

平成29年2月9日(木) 午後1時30分～4時  
燕市燕勤労者総合福祉センター2階教養文化室  
出席者：会員 23名(男性 11名、女性 12名)、職員 3名

### 意見交換内容

- ☆ シルバーニュース52号に掲載2/23(木)開催の適正就業ガイドライン研修会。  
→誰も見ておらず知らない?もう一度案内ハガキをだしたら!  
案内はがきの件は事務局で、シルバーニュースをいかに見てもらえるようにするかは  
広報委員会で検討する。
- ☆ 事前質問より当日質問を受けてより多くの会員意見を聞く総会に!  
→総会の質問は、議案書に係ることのみの対応、会員意見の場は別途検討する。
- ☆ 職員の連絡先は 就労の時間外対応もありシルバーニュースなどで公開を。  
→センターに管理人がいて急を要する場合は職員に連絡を入れるようになっている。
- ☆ 就労場所などの事前確認に個人の車使用時交通費の支給は?  
→センターとして交通費は出せない。センターの車を利用するように。
- ☆ 後継者育成に講習会のあり方の改善を。  
→何日間の個別講習をリーダー格が中心となって行うのは如何!  
→講習会の時に就業会員以外の方に声を掛けて、就業希望であれば後日ベテラン  
会員とOBに頼んで、講習会後に実施している。
- ☆ 参加者全員が満遍なく意見が出せる場に!  
→交流会後の女性会員より、職員と会員との交流を深めるために参加をしたので、  
別の機会を設けて話し合いをして欲しかったと意見あり。

## 3. 分水地区交流会

平成29年2月15日(水) 午前10時00分～12時10分  
燕市分水福祉会館 2階研修室  
出席者：会員 12名(男性 8名、女性 4名)、職員 3名

### 意見交換内容

- ☆ 草取り作業では自分で鎌、剪定鋏を購入しているがセンターで用意したらどうか。  
また、草取りの単価を上げたらどうか。自分は草取りと掃除とどちらも就業しているので  
単価が一緒なのはおかしい。草取りは重労働なので、掃除の方が楽。それに掃除  
用具は揃っているのに草取りは自分持ちのため資機材の損料をみて欲しい。
- ☆ 個人の脚立・機械を使っている会員がいるが、安全性はどうなのか。以前、自分の  
脚立を使って転倒事故があった。その会員は、センターに取りに行くことが大変だ  
から自分の脚立を使ったと言っていた。
- ☆ 個人が自分の物を使う場合はセンターに届け出をしたらどうか。
- ☆ センターから掃除の仕事の依頼が来て、引き継ぎ会員よりモップ掛け程度のことと  
言われて、実際に行ってみると拭き掃除、台所・トイレ・風呂掃除をやってくれと言  
われ、内容が違った。仕事を受ける際は、全体の掃除なのかを確認して欲しい。  
全体と言われれば、そのように用意をして行くことができる。
- ☆ 安全巡回で回っていたときに、足場の悪い現場、木に登らないとできない現場など  
を見てきているがどう思っているのか。  
→正直全部の現場を見て回るのは無理なので、会員に判断を委ねている。  
会員によっては、センターでは、新規の仕事を受ける時は5mまでの高さはでき  
ると言って受けて今までできていた所でも年齢を重ねてできなくなることもあり、翌  
年から断ると言うお客様に言うケースもある。

## 必読！適正就業ガイドライン研修会！

昨年12月、会員の皆様へ「シルバー人材センターのご案内(1冊16頁)」を配布させていただきました。

このご案内は厚生労働省が作成したもので、センターの目的・仕組み、および高齢者の働く日数や時間、ならびに就業形態などについて、イラストを使って分かり易く説明されております。

このガイドラインにもとづき下記研修会を実施しました。

- ◎日 時 平成29年2月23日(木) 午前10時から約1時間程度
- ◎会 場 燕市吉田産業会館 1階 第1会議室

今回復習を兼ねセンターでの働き方の主な形について再再度ご説明申し上げます。

- ◆清掃・草刈・剪定・障子張りなどは、自ら考え判断し仕事を完成させることから「請負」となり、仕事を依頼した人(発注者)は、会員に指示や命令はできません。
- ◆施設管理・高齢者の見守りなどは仕事の完成を目的としませんが、受けた仕事を自ら考え判断し実施することから「委任」となり、発注者は会員に指示や命令ができません。
- ◆自動車の運転・スーパーマーケットでの品出し・介護や保育補助などは、会員が発注者の施設などへ行き、発注者の指示や命令を受けて働くことから、「労働者派遣事業」となります。

事業所などが発注した仕事を請負った会員が、就業先で発注者から指示や命令をされて働く不適切な就労(偽装請負)が見受けられ、これは労働者派遣法に違反することから、厚生労働省は是正の指導に努めてきました。

労働者派遣法では、民間事業者に対して厳しい審査を必要とする「許可制」になっていますが、センターの派遣事業は国・県への「届出制」という有利な取扱いになっています。

このまま偽装請負が無くならないと、厚生労働省は「届出制」から「許可制」への変更を余儀なくされ、センターでの派遣事業が困難になり、就業先が減るとともに国や市からの補助金が大幅に減額され、センターの運営に大きな影響をおよぼすこととなります。

請負・委任により発注先で就業しているにも関わらず、発注者から作業内容について指示や命令があった場合は、速やかに事務局へ連絡いただければ発注者に改善を求めますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

## 余談！

そもそもなぜ適正就業の意識を会員がもつ必要があるのか？

3年前の報道に全国のシルバー人材センター43か所で過去5年間の偽装請負を労働局が是正指導した。それに対し全国シルバー人材センター協会が『意図的な事例はなく、指導に従って改善した。偽装請負と疑われる就労の解消やコンプライアンスの徹底を各センターに指示しており、一層の対策に努めたい』が事の発端です。

労働局が問題視している(偽装請負)とは、民間企業の工場内作業等を指しています。

## 会員より連絡

今年の3月にシルバー人材センターの車と思われるトラックに剪定枝が積んであり、ロープやシートがしていなかったため、枝が強風にあおられて落ちてきたと連絡がありました。  
たまたま、後続車が車間距離をとっていたため、避ける事ができ事故にはなりませんでした。これからの剪定・除草作業が本格的に始動する時期となります。

皆様、今一度初心忘れず、ロープやシートカバー必ずかけて、安全第一に就業をお願い致します。

## 講習会のご案内

講習名	草取り・安全講習会
講習日	4月19日(水)
講師	外部講師
時間	13:30~16:30
内容	熱中症対策・安全講話・草取り方法
持参用具	鎌・飲み物・ヘルメット (ヘルメットの無い方はセンターで貸し出します)
締め切り	4月17日(月)
講習会場	燕市燕勤労者総合福祉センター・燕市交通公園(燕市大曲3375) (センターで講義終了後、交通公園に移動し、実技を行います)

参加申し込みは、(0256-64-2483)にお願いいたします。

◎上記作業に就業されている方・就業を希望される方は、必ず受講してください。

◎会員のみの講習です。

◎会員証をご持参ください。

## 吉田産業会館の倉庫の位置が変更になりました

場所は下記の通りです。



移動しました

